

「生涯活躍のまち」構想（中間報告）概要

出典：まち・ひと・しごと創生本部 日本版C C R C構想有識者会議 「生涯活躍のまち」構想中間報告

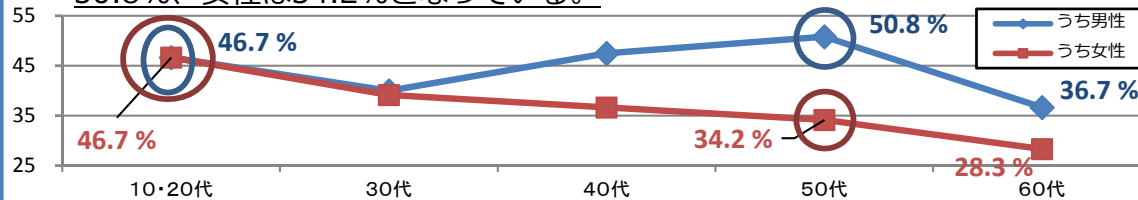
構想の基本的な考え方

◎ 「生涯活躍のまち」構想は、「東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる」まちづくりを目指す。

構想の意義

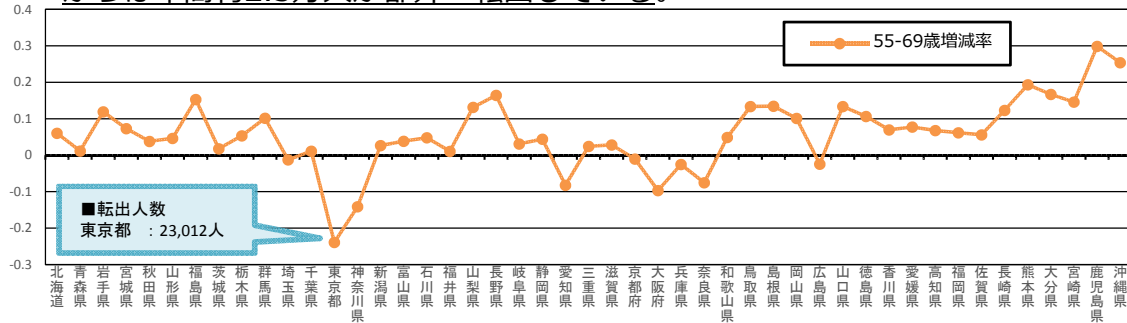
① 高齢者の地方移住の希望実現

・東京在住者の意向調査によると、地方の移住希望者は、50代では男性は50.8%、女性は34.2%となっている。



② 地方へのひとの流れの推進

・55～69歳のひとの流れをみると、大都市圏から地方への転出が見られ、東京都からは年間約2.3万人が都外へ転出している。



③ 東京圏の高齢化問題への対応

・東京圏では今後急速に高齢化が進む。特に75歳以上の後期高齢者は2025年までの10年間で約175万人増大し、医療介護の確保が大きな課題となる。

	75歳以上人口 (万人)		増加数 (万人)
	2015年	2025年	
東京都	147.3	197.7	50.5
神奈川県	101.6	148.5	47.0
埼玉県	76.5	117.7	41.2
千葉県	71.7	108.2	36.6
一都三県	397.0	572.1	175.2

構想が目指す基本方向

① 東京圏をはじめ地域の高齢者の希望に応じた地方や「まちなか」への移住支援

・移住希望者に対してきめ細かな支援を行う。東京圏など大都市からの移住だけでなく、地域の高齢者が近隣から転居するケースも想定。

② 健康でアクティブな生活の実現

・健康な段階からの入居を基本とし、健康づくりや就労、社会活動、生涯学習に主体的に参加することを目指す。

③ 地域社会（多世代）との協働促進

・入居者が地域社会に積極的に溶け込み、子どもや若者など多世代との協働や地域貢献できる環境を実現する。

④ 「継続的なケア」の確保

・医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保。重度になっても地域に居住しつつ介護サービスを受けることを基本とする。

⑤ IT活用などによる効率的なサービス提供

・医療介護人材の不足に対応し、ITや多様な人材の活用、高齢者の積極的な参加により、効率的なサービス提供を行う。

⑥ 居住者の参画・情報公開等による透明性の高い事業運営

・居住者自身がコミュニティの運営に参画するという視点を重視。

⑦ 関連法制度等による政策支援

・関連法制度や財政支援などによる政策支援を検討。

◎「生涯活躍のまち」構想の具体像を、「入居者」、「立地・居住環境」、「サービスの提供」、「事業運営」の4つの観点から提示。これらは、制度趣旨から一定水準を確保する一方、地域の特性やニーズに即した「多様性」を尊重することが必要。このため、「生涯活躍のまち」構想に求められる要件は、「共通必須項目」（入居者の安心・安全の確保などの視点から、地域の事情に関わりなく遵守しなければならない共通的な項目）と「選択項目」（地方公共団体が地域の特性や希望する地域づくりに沿ったコンセプトとして選択できる項目）に区分される。

◎入居者の安心・安全を確保する = 「共通必須項目」

◎地域の特性や強みを活かす = 「選択項目」

入居者

I.入居者像

- ①入居希望の意思確認 → 構想を理解し、入居意思が明確な者としてすることが必要。意思確認のための丁寧なプロセス（事前相談・意見徴収、お試し居住）を用意
- ②入居者の健康状態 → 健康な段階からの入居が基本。要介護者も排除しない
- ③入居者の年齢 → 65歳以上を原則。幅広い年齢構成が望ましい。

I.入居者像

- ①入居者の住み替え形態 → 「大都市移住型」or「近隣転居型」
- ②入居者の所得等 → 一般的な退職者を基本としつつ、富裕層も想定。
- ③入居者の出身地、趣味嗜好 → Uターンを想定、趣味嗜好など個人のニーズに着目、どの程度の所得を想定するかなど多様な選択がある

立地・
居住環境

II.立地・居住環境

- ①地域社会（多世代）交流 → 高齢者が地域社会に溶け込み、多世代と交流・協働できる環境
- ②自立した生活ができる居住環境 → 安心して自立した生活がおくれる居住環境
- ③生活全般のコーディネート（運営推進機能） → 入居者の生活全般をコーディネートする専門人材の配置

II.立地・居住環境

- ①どこに立地するか → 「まちなか型」or「田園型」
- ②地域的ひろがりをするか → 「タウン型」or「エリア型」
- ③地域資源をどう活用するか → 既存施設や空き家活用など

サー
ビス
提供

III.サービスの提供

- ①移住希望者への支援 ②「健康でアクティブな生活」を支援するプログラムの提供
- ③「継続的なケア」の提供 → 人生の最終段階まで尊厳ある生活がおくれる「継続的なケア」提供

III.サービスの提供

- 提供するサービス内容をどうするか → 就労・社会参加・生涯学習など多様なプログラムがある

事業
運営

IV.事業運営

- ①居住者の事業への参画 ②事業運営や居住者に関する情報公開

IV.事業運営

- 事業主体・ファイナンスをどうするか → 多様な事業主体・ファイナンス手法

◎地方公共団体が、地域の特性や強みを活かした、構想の基本コンセプトを固め、構想案及び「基本計画」をとりまとめる。それに基づき、適切な事業主体を選定する。事業主体は、事業計画を策定し、事業化に取り組む。

I. 地方公共団体における構想の検討

◎地方公共団体は、国が示す基本的な考え方を踏まえつつ、地域の特性や強みを活かした基本コンセプトを固める。

1. 検討組織の設置

- ①庁内の部局横断的な検討組織の設置
- ②官民の検討会議の設置（関連事業者、学校、金融、住民など地域関係者が参加）

2. 構想のとりまとめ

- ①基本コンセプトを固め、構想案をとりまとめ
- ②構想案に対する関係者からの意見聴取
- ③構想のとりまとめ → 「地方版総合戦略」に盛り込む

3. 「基本計画」の策定

- 「基本計画（対象区域、事業主体の条件を含む）」の策定

II. 事業化に向けた取組

1. 事業主体の選定

- 公募を行う場合もあり得る。

2. 「事業計画」の策定

- ①事業主体における施設や人材、資金の確保、事業内容の検討
- ②事業主体による「事業計画」（具体的な取組内容）の策定

3. 入居募集

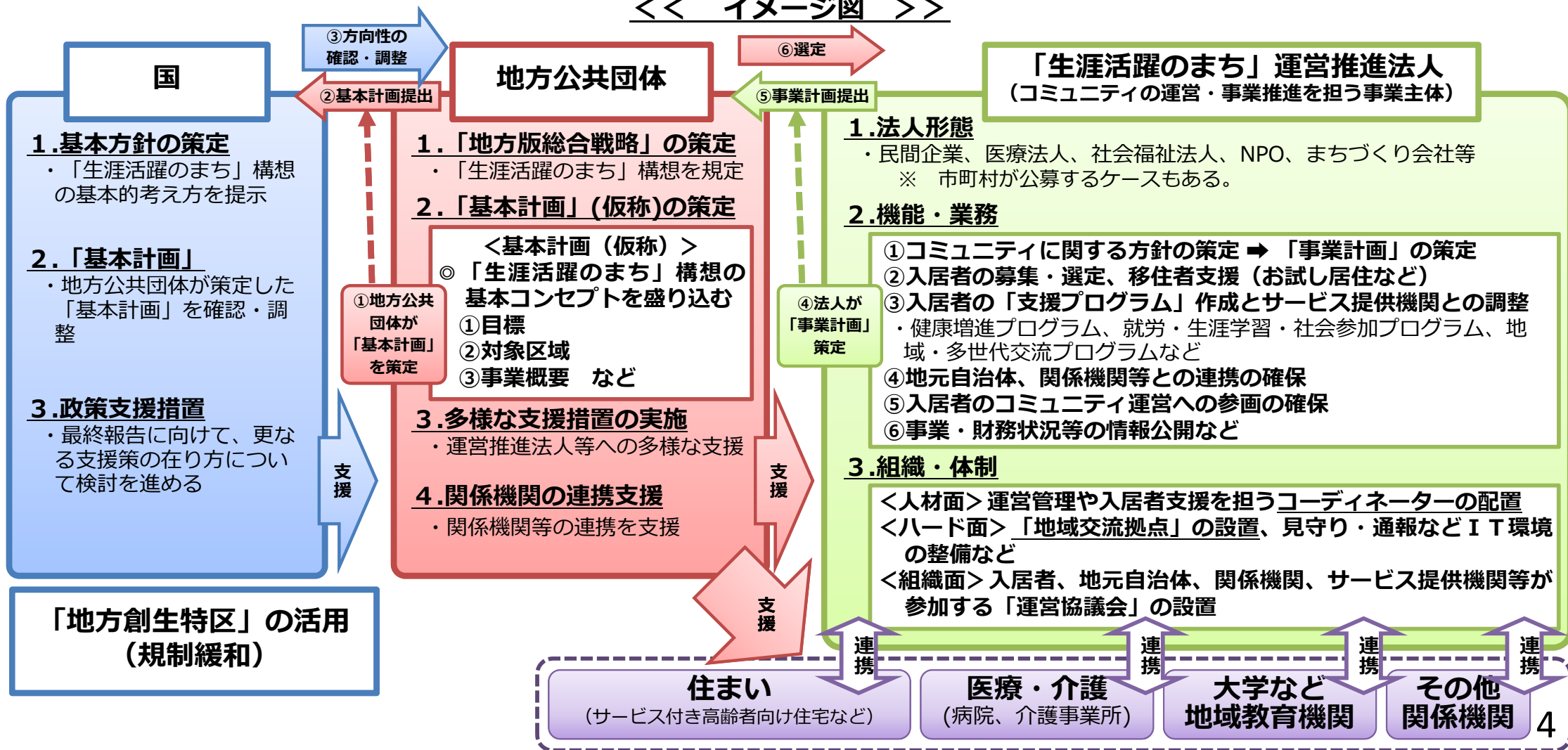
- 入居募集、希望者に対する事前説明、意見聴取などを行う

III. 事業の開始（入居開始）

国、地方公共団体、事業主体の役割分担と連携

1. 国: 「生涯活躍のまち」構想に関する基本方針を策定するとともに、地方公共団体の取組に対する政策支援（法制度整備、財政支援など）を行う。
2. 地方公共団体: 地域の特性や強みを活かして具体的な構想を検討し、基本計画を策定する。事業主体や地域関係者と協働して、構想を推進。事業化後も、事業主体等に対する多様な支援を実施。
3. 事業主体（運営推進法人）: 基本計画を踏まえ事業計画を策定する。事業化後は、地方公共団体をはじめ関係者と協働して、コミュニティを運営推進。

<< イメージ図 >>



入居・サービス利用

1. 入居希望者に対しては、丁寧な意思確認プロセスを用意するほか、多様な移住支援を行う。入居後は、個々人のニーズに応じた「支援プログラム」が提供され、「健康でアクティブな生活」の実現が図られるようにする。医療介護が必要となった時には、「継続的なケア」の確保を行う。
2. その実現のため、事業主体（運営推進法人）に、運営管理や入居者支援を担う「コーディネーター」を配置するほか、「地域交流拠点」を設置する。

